

保護者様

年 組 氏名

北区立豊川小学校
校長 中村 順子

学校における感染症予防と出席停止について

お子さまが下記の感染症疾患に罹患した場合は、他の児童への感染防止と本人の早期休養・早期回復のため、学校保健安全法により出席停止といたします。
つきましては、病院を受診し、医師より登校してもよいという診断が出るまでご家庭で十分休養してください。医師より登校の許可がございましたら、下記の登校届に保護者が記入し、学校に提出して下さい。

表 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう 南米出血熱・ペストマールブルク病・ラッサ熱 急性灰白髄炎・ジフテリア重症急性呼吸器不全症 候群（SARS）鳥インフルエンザ（H5N1） 中東呼吸器症候群 MARS	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳の消失まで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消退するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎・溶連菌感染症・手足口病・マイコプラズマ感染症・ヘルパンギーナ・感染性胃腸炎（ノロウイルス等） その他の感染症（ ）	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。

き り と り

令和 年 月 日

登校届

北区立豊川小学校長様

感染性疾患（ ）が治癒し、 月 日に、医師より登校許可
がございましたので、本日より登校させます。

出席停止の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

診療を受けた病院、医院等の名称

電話（ ）

年 組 児童氏名

保護者氏名 印

※病院での医師の署名、捺印は必要ありません。保護者が記入し、登校の際に持たせてください。